

加古川水域における

新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン

加古川市立漕艇センター

当施設は新型コロナウイルス感染拡大防止のために、安心・安全な大会等の開催を目指しガイドラインを作成いたします。当施設にかかわる事業を企画、開催する場合は本ガイドラインを遵守する必要があると考えます。また、施設の状況など実態に応じた実効ある対応をすることが重要であり、今後の感染状況の推移により、適宜更新される内容も含まれます。

1、目的

ボート競技大会、練習及び講習会等の事業に起因して感染を拡大させないことを目的とし、選手、審判、役員及び関係者の安全と健康を最優先に守ること。

2、大会開催にあたっての基本的な考え方

主催者は政府の対策方針や兵庫県、近接する地域からの要望、指示に従って開催及びその内容の是非を検討すること。

3-1、対策（大会開催時）

①参加者の把握と健康チェック

全ての参加者を把握するため参加者名簿および健康チェックシートを作成し、検温や体調不良の有無をモニタリングすること。【※付属資料1：大会前健康調査質問票】

また、当日は受付で検温を実施する。

②使用する艇、備品

参加者が共有するものについては、こまめに洗浄・除菌・消毒を行うこと。KF等途中乗り換えの場合は、ハンドルなどの消毒を行うこと。

③人員配置

会場内、乗艇場所や招集場所が密集しないように配置方法を工夫すること。

④マスクの着用

(1)飛沫感染の防止にマスクの着用が有効であるが、運動時は漕手のマスク着用は任意とする。また、漕手に比べ運動負荷が少ない舵手はマスクやフェイスガードの着用を推奨する。

(top cox は除く) なお準備や着替えなど運動を行っていない時及び役員、審判、スタッフは必ずマスクを着用すること。

(2)マスク着用中は熱中症予防を各自行うこと。

⑤会場内での注意事項

(1)大声での指示や応援はしないこと（緊急時は除く）

また、漕手同士の会話は最小限にすること。指導や意思の疎通に必要な会話時はマスクを着用すること。ハイタッチや握手はしないこと。

(2)開会式や閉会式、表彰式などの式典を可能な限り行わないか、最少人数で行い社会的距離の確保に努めること。

(3)観客エリアでは、社会的距離を確保すること。また、観客は必ずマスクを着用すること。

(4)各会場のテントでは社会的距離を十分に確保すること。また、手袋や消毒液を常備し感染防止に努めること。

(5)会場アナウンスでも新型コロナウイルス感染対策のアナウンスを積極的に行うこと。

(6)施設内の利用はトイレ・更衣室・ロビーとし、会議室・食堂・宿泊室は緊急時以外極力使用しないこと。

⑥準備・片付けについて

(1)必要最小限の人数で密集にならないように注意して行うこと。

(2)手分けして効率的に行い、接触機会・時間を減らすよう努めること。

3-2、対策（練習・その他施設利用時）

①参加者の把握と健康チェック

全ての参加者を把握するため参加者名簿を作成し、検温や体調不良の有無を確認すること。（漕艇センター受付へクルー単位提出すること）

②使用する艇、備品

参加者が共有するものについては、こまめに洗浄・除菌・消毒を行うこと。KF等途中乗り換えの場合は、ハンドルなどの消毒を行うこと。

③マスクの着用

(1)飛沫感染の防止にマスクの着用が有効であるが、運動時は漕手のマスク着用は任意とする。また、漕手に比べ運動負荷が少ない舵手はマスクやフェイスガードの着用を推奨する。

（top cox は除く）なお準備や着替えなど運動を行っていない時は必ずマスクを着用すること。

(2)マスク着用中は熱中症予防を各自行うこと。

④注意事項

(1)大声での指示はしないこと（緊急時は除く）

また、漕手同士の会話は最小限にすること。指導や意思の疎通に必要な会話時はマスクを着用すること。

(2)施設内の利用はトイレ・更衣室・ロビーとし、会議室・食堂・宿泊室は緊急時以外極力使用しないこと。

【以下に該当する場合は利用を見合わせる（全ての漕艇センター利用共通）】

(1)体調が悪い場合

(2)同居家族や身近な方に感染が疑われる方がいる場合

- (3)過去 14 日以内に、政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域などへの渡航、ならびに当該在住者との濃厚接触がある場合
(4)新型コロナウイルス陽性と判断された方との濃厚接触がある場合

4、その他ウイルス拡散を防ぐための基本的な予防処置

- ①口、鼻あるいは眼には触れない。
- ②呼吸器衛生（咳エチケットなど）、マスクの着用。
- ③唾や痰をはかないこと。
- ④石鹸と水で最低 30 秒の手洗いや消毒をすること。
- ⑤社会的距離、人と人との距離の確保。
- ⑥社会的距離が保てない、あるいは地域の医療資源の供給が追い付かないような大規模な事業は避ける。
- ⑦新型コロナウイルスを発症した場合は、代表者は加古川市立漕艇センターに報告すること。（大会・練習等で漕艇センターを 14 日以内に利用していた場合）

1.濃厚接触者の定義：新型コロナウイルス感染症の患者（無症状病原体保有者を含む。）と感染可能期間（※）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者をいいます。

- ・ 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断されます）。

※感染可能期間とは

発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）を呈した 2 日前から入院、自宅や療養施設等待機開始までの間 無症状病原体保有者の感染可能期間は、陽性確定に係る検体採取日の 2 日前から入院、自宅や療養施設等待機開始までの間。

2.身体的距離の確保：できるだけ 2 m（最低 1 m）空ける。

以上

※このガイドラインは使用者の責任において活用するものです。また、ここに記載された情報や漏れに対し、加古川市立漕艇センターは一切の責任を負いません。また、ガイドラインの記載内容の不備に起因して直接的または間接的に生じた事象に対しても、一切の責任を負いません。

附則

この会則は、令和 3 年 2 月 23 日から施行する。

附則

この会則は、令和 4 年 2 月 17 日から施行する。(濃厚接触者の定義を変更)

附則

この会則は、令和 4 年 3 月 5 日から施行する。(COVID-19 を新型コロナウイルスと変更)